

平成27年度 第1回 大阪府土砂災害対策審議会 議事要旨

日時：平成27年5月27日（水） 10:00～11:35

場所：大阪赤十字会館（401会議室）

出席者：阿部委員、大久保委員、矢守委員、松村会長 計4名

（欠席：小杉委員、千木良委員、深町委員）

・急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴う受益者負担金徴収条例について

○条例だけを切り出すのではなく、全体の施策がセットということを見せる必要がある。

○この制度はプラスの公共サービスというよりは、基本的には「人命を守る」という、災害防止の必要最低限のところなので、その負担の考え方というのを住民に理解いただき、その事業が進むようにもっていくことが重要。

○移転等、公共事業として対策していくよりも、もっと少ない費用で同じ効果があげられるようなやり方があることをまずアピールしていく必要がある。

○「逃げる」「凌ぐ」の発想を両方していけば、公共事業がいかに最後の手段であることがわかってもらえると思う。

○公益的観点から見た優先順位と、実際そこに住んでいる人たちの要望、すなわち客観的科学的見地から見た優先順位の高さと、住民の主観的優先順位の高さがずれた時、主観的優先順位の高さが非常に強く表れてしまうという可能性がある。そのあたりの調整が、何か必要では。

○法の趣旨からすれば大変合理的であるが、合理的であっても動かない政策というのはあまりよろしくないので、動く、実施される政策にすることを考えることが必要。

・土砂災害防止法に基づく『地すべり』の区域指定方針について

○地すべりの恐れのある区域を、根拠をもってどう説明するかはかなり難しい。もう少し技術的なところも詰めて、マニュアルを考えてみたほうが良い。

○低い精度での把握しか地すべりのリスクは把握できないと思うので、そのこと自体を図柄であるとか、言葉でしっかり伝えることが大事。

○地すべりは緊急性の高い指定区域が多く出てこないと思うが、地すべりは把握していない箇所でも発生することもある。過度な安心情報にはならないように留意して欲しい。

・その他

○ハザードマップは見てもらう工夫と避難のノウハウや心得を記載するとともに、住民へ周知することが大事。

○地域によっては避難しない方が安全という場合もある。ハザードマップ作成時には地域をよく見て作って欲しい。